中高生向け起業家育成プログラム運営等業務委託
に係る提案競技実施要項

１　委託事業名

中高生向け起業家育成プログラム運営等業務委託

２　趣旨及び目的

本委託は、次世代の起業家候補の育成及び自身の夢を叶えるチャレンジの大切さを伝え、起業家マインドを醸成することを目的とし、プログラムを通して参加者が自ら課題を見つけ、ビジネスアイデアの構築から磨き上げ、起業に結び付けるまでのプロセスを学び、体得する起業家育成プログラムを実施する。

また、プログラムの実施にあたっては、起業家や地場企業等の支援を得て実施するとともに、保護者や教員を巻き込みながら起業への理解と関心を深めることで、福岡市全体で起業しやすい土壌づくりを図る。

なお、上記目的を達成するため、以下のとおり、実施事業者を公募し、提案競技によって選定する。

３　履行期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日（水）まで

４　提案限度額

委託料上限額　8,000 千円（消費税および地方消費税を含む）

５　委託内容

資料１「仕様書」のとおり

６　提案内容

以下の項目について、「仕様書」の内容を踏まえ、具体的に事業提案書に記載すること。また事業提案書の作成にあたっては、「11　事業提案書について」を参照すること。

（１）プログラムの企画・運営に関すること

全体スケジュール、プログラムの全体構成及び実施内容、講習会/ワークショップの実施内容、連携する起業家や企業、実施場所の想定等を具体的に提案すること。

（２）教員や保護者の起業に対する理解・関心の醸成

教員や保護者が、見学者としてプログラムに参加できる場面及び学校教育で還元可能な内容について、具体的に提案すること。

（３）広報に関すること

参加者募集及び開催中の情報発信について、効果的な広報を提案すること。

（４）参加者等の申込受付及びアンケートに関すること

参加者等の申込受付及びアンケートの実施方法について、具体的な手法を提案すること。

（５）実施スケジュール

仕様書及び事業提案書に記載の業務を実施するにあたり、各作業の工程と各工程における福岡市と提案者の役割を明確に記載すること。

（６）運営体制

本委託業務を遅滞なく遂行するための運営体制を構築し、事業提案書に氏名及び各要員の役割、業務経歴を記載すること。

（７）その他、独自提案　※該当がある場合のみ

仕様書に記載する内容のほか、効果的な実施にあたり、独自の追加提案があれば記載すること。

７　提案競技スケジュール

（１）提案募集開始（公示日）	令和８年 11 月 4 日（水）
（２）質問書提出期限	令和８年 11 月 11 日（水）17 時
（３）質問の回答	令和８年 11 月 16 日（月）（予定）
（４）提案競技参加申込書提出期限	令和８年 11 月 18 日（水）17 時
（５）事業提案書提出期限	令和８年 11 月 24 日（火）17 時
（６）一次審査結果通知	令和８年 11 月 26 日（木）（予定）
（７）提案競技会（プレゼン審査）	令和８年 11 月下旬～令和８年 12 月上旬（予定）
（８）最優秀提案者決定・結果通知	令和８年 11 月下旬～令和８年 12 月上旬（予定）
（９）契約締結	令和８年 12 月上旬～令和８年 12 月中旬(予定)

８　参加資格

次の各号に掲げる資格（以下「参加資格」という。）を有する者でなければ、この提案競技に参加することはできないものとする。複数の事業者が共同企業体（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、コンソーシアムの全構成員が以下の（１）～（６）の全てを満たしている必要がある。なお、コンソーシアムとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のコンソーシアムの構成員及び提案者になることはできない。

（１）法人格を有する団体であること。

（２）地方自治法施行令第 167 条の４に該当する者でないこと。

（３）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、福岡市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

※ 措置要領が掲示されているホームページアドレス

http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html

（４）この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日（最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第１、第２及び第３の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

（５）市町村税を滞納していない者であること（福岡市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納していないこと）。

（６）消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

（７）会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者または会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（８）福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※ なお、最優秀提案者に選出された場合であっても契約締結までの間に、措置要領別表第１、第２および第３の各号に規定する措置要件に該当した場合または本提案競技において提出した書類または電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがある。

※ 複数の事業者で構成する共同企業体として参加する場合は、すべての構成員が参加資格を有する必要がある。

９　提案競技に関する質問

提案競技に関する質問を行う場合は、様式第１号「質問書」（以下「質問書」という。）を提出すること。

（１）提出期限

令和８年11月11日（水）17時

（２）提出先・提出方法

質問書を「19　事務局」のメールアドレスへ提出すること。また、質問書を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。なお、電話による質問には一切応じないので注意すること。

（３）質問に対する回答

令和８年11月16日（月）（予定）に以下のホームページに掲示する。

福岡市ホームページ＞創業・産業・ビジネス＞入札・契約・公募＞各所管課が公募する競争入札、提案競技等

https://www.city.fukuoka.lg.jp/business/keiyaku-kobo/teiankyogi.html

10　提案競技参加申込

提案競技会への参加を希望する者は、（１）に示す書類を提出すること。

（１）提出書類

以下の書類のうち、④～⑥については、提出日前３か月以内に発行された原本を提

出すること。なお、「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」または「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の公示日または提案競技参加申請期限日が含まれている者にあっては、②～⑥の提出を免除する。(④～⑥は、契約締結日までに提出することも可とする。)

① 提案競技参加申込書（様式第２－１号）

② 誓約書（様式第２－２号）

※ 代表者の所在地、商号または名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

③ 役員名簿（様式第２－３号）

※ 代表者および役員（⑦の委任状を提出する場合は代理人（支店長、営業所長等）を含む。）の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

※ この情報は、福岡市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部へ照会することに使用する。

※ 役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

④ 登記事項証明書

※ 法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること（履歴事項全部証明書でも可)。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

※ 福岡市内に本店または支店・営業所等を有する者については、福岡市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税および延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

※ 上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近２年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税および地方消費税納税証明書

※ 本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

※ 証明書の種類は「納税証明書（その３)」を選択すること（「その３の２」「その３の３」でも可)。

⑦ 委任状（様式第２－４号）

※ この提案競技の案件に係る取引を代理人（支店長、営業所長等）に行わせる場合は、様式第２－４号により委任状を作成して提出すること。

（２）提出期限（締切日）

令和８年 11 月 18 日（水）17 時

（３）提出先・提出方法

上記提出期限までに「19　事務局」のメールアドレスへ提出（必着）すること。また書類を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。上記④～⑥の提出にあたっては、郵送（必着）または持参すること。

※ 電子データのファイル形式は PDF とする。

※ 添付ファイル合計は 10MB 以下とし、容量を超える恐れがある場合は、分割して

送信すること。

（４）留意事項

① 提出期限以降の提出は、一切受け付けない。

② 共同企業体で申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同企業体構成事業者一覧」（書式自由）を作成すること。なお、すべての構成員が（１）に記載の提出資料を準備し、代表事業者が取りまとめて提出すること。

③ 提案競技参加申込書等提出後に参加を辞退する場合は、提案競技参加辞退届（様式第３号）を「19　事務局」のメールアドレスへ提出すること。また、参加辞退届を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

11　事業提案書について

「10　提案競技参加申込」を行った者は、資料１「仕様書」及び本実施要項の内容を踏まえ、以下のとおり事業提案書等関係書類を提出すること。

（１）提出書類

各書類は、以下に則り作成されたものであること。なお、以下①から③のすべてにおいて、参加事業者名を記載したもの（正本）と、参加事業者名が分からないように消したもの（副本）の２種類をそれぞれ提出すること。

① 事業提案書

・Ａ４版横、横書き、20 ページ以内（表紙、目次は含まない）。

・表紙には、表題として「中高生向け起業家育成プログラム運営等業務委託　事業提案書」と提出年月日のみ記載すること。（正本のみ参加事業者名を記載）

・表題の次ページは目次とし、目次の次ページ以降、ページ番号を付すること。

・事業提案書にて提案する内容は、契約を締結した際に責任をもって履行できる内容とすること。

② 経費見積書及び積算内訳書

・Ａ４版、２ページ以内。

・本書及び資料１「仕様書」を参照のうえ、委託業務を実施するために必要な全ての経費及び積算内訳を記載すること。

③ 類似事業の実績

・Ａ４版、２ページ以内。

・同種又は類似事業を実施している場合、内容・実績等を記載すること。実績がない場合は、該当がないことを記した資料を提出すること。

（２）提出期限

令和８年 11 月 24 日（火）17 時

（３）提出先・提出方法

（１）に示す提出書類は、「19　事務局」のメールアドレスへ提出すること。また、書類を提出した際は、その旨を事務局へ電話連絡すること。

※ 電子データのファイル形式は PDF とする。

※ 添付ファイル合計は 10MB 以下とし、容量を超える恐れがある場合は、分割して

送信すること。

（４）留意事項

① 提出期限以降の提出は一切受け付けない。

② 期限までに事業提案書等が提出されなかった場合は、提案競技参加申込書を提出していた場合であっても、参加を辞退したものと見なす。

③ 事業提案書、運営体制図及び収支計画書の副本においては、提案者（共同企業体の場合は提案者及び構成員のすべて）の社名・団体名を伏せること。また容易に事業者が推測できる記載は行わないこと。

12　提出書類の取り扱い

（１）提出後の書類の変更は認めない。ただし、誤字・脱字の場合はこの限りではない。

（２）すべての提出書類は返却しない。

（３）提出書類は、選定及び審査以外の目的に使用することはない。

（４）提出書類は、選定及び審査の事務に必要な場合に限り複製することがある。

13　提案競技会（プレゼン審査）

事業提案書等を基に、プレゼンテーション審査及び質疑応答を実施する。詳細は事務局から事業者へ電子メールで通知する。

（１）日時

令和８年 11 月下旬～令和８年 12 月上旬（予定）

（２）内容

① 事業者によるプレゼンテーション　15 分

② 質疑応答　10 分

※オンラインにより実施

（３）留意事項

① プレゼンテーションは事前に提出した事業提案書に沿って行うこと。

② プレゼンテーションにあたっては事業者名が分からないようにすること。

③ 提案競技参加申込者が多数の場合は、事業提案書による書類審査（１次審査）を実施し、プレゼンテーション審査対象者を決定する場合がある。その場合は別途事務局から参加申込者に電子メールで通知する。

14　選考方法及び評価事項・配点

（１）選考方法

「中高生向け起業家育成プログラム運営等業務委託」提案競技評価委員会委員（以下「評価委員」という。）が事業提案書、プレゼンテーション及び質疑応答の内容について審査、採点を行う。各評価委員の持ち点は 200 点とし、総点のうち最も高い点数を得た提案者を最優秀提案者とする。最高得点者が複数の時は、審査員が協議のうえ、決定する。

（２）評価事項・配点

資料２「提案項目に対する評価事項及び配点表」のとおり（以下「配点表」という。）

（３）最低基準点

各評価委員の平均点数が６割（120 点）に達しない場合は、最優秀提案者としない。

（４）結果通知

選定結果は令和８年 11 月下旬～令和８年 12 月上旬に、事務局から提案競技参加者へ電子メールにて通知する。

（５）留意事項

① 審査に関する質問には一切応じない。

② 提案競技会に参加した事業者が一者の場合であっても、プレゼンテーションを実施したうえで、配点表に基づき評価を実施し、最低基準点を超えた場合は最優秀提案者とする。

③ 最優秀提案者が「15　失格要件」に該当したとき、または該当していたことが判明したときは失格とし、提案競技会に参加しなかったものとみなす。

15　失格要件

以下に該当する者は失格とし、本提案競技への参加を無効とする。

（１）提出締切までに必要な書類が揃わなかったとき。

（２）提出書類に虚偽の記載があったとき。

（３）見積額が「４　提案限度額」を超えるとき。

（４）参加申込書を提出していたにも関わらず、提案競技会に参加しなかったとき。

（５）評価委員等に対する不正な行為が認められたとき。

（６）事業推進に必要な手続きを行わないとき。

（７）その他、事務局が不正と認める行為があったとき。

16　契約の概要

（１）契約の締結

提案競技評価委員会によって決定した最優秀提案者を契約相手方候補とし、最終的な契約内容・仕様等を協議し、業務委託契約手続きを行う。なお、契約締結に至らない場合は、次点の者を契約相手方候補として業務委託契約手続きのための協議を行う。

（２）契約期間（予定）

契約締結の日から令和９年３月 31 日（水）まで

（３）契約金額

契約金額は、受託予定者の事業提案書に盛り込まれた「11－（１）－② 経費見積書及び積算内訳書」を参考に、福岡市と契約相手方候補の協議により決定する。

17　その他留意事項

（１）本提案競技に係る一切の費用は提案者の負担とする。

（２）選定における審査、採点の内容に関する質問には一切応じない。

（３）本書を他の目的のために使用することは禁止する。
（４）本委託業務の全部または主な部分を第三者に再委託することは禁止する。
（５）本件の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
（６）一事業者から複数の参加提案を行うことは認めない。またコンソーシアムとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のコンソーシアムの構成員及び提案者になることはできない。
（７）事務局は提案者に対して、必要に応じて追加資料の提出を求めることができる。
（８）福岡市は契約相手方候補との協議により事業提案書の内容に変更を求めることができる。
（９）詳細の業務内容は、提出された提案書をもとに福岡市と契約相手方候補の協議のうえ仕様書を作成し、それに基づき実施する。
(10) 事業提案書の著作権はその提案者に帰属する。
(11) 事業提案書の利用について第三者から権利の侵害等の訴え、または紛争が生じたときは、その提案者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、福岡市に何等かの損害を与えたときは、その提案者は損害について賠償するもの。

18　添付書類

（１）資料
・提案競技実施要項 ※本書
・資料１　仕様書
・資料２　提案項目に対する評価事項及び配点表
（２）様式
・様式１　質問書
・様式２－１　提案競技参加申込書
・様式２－２　誓約書
・様式２－３　役員名簿
・様式２－４　委任状
・様式３　提案競技参加辞退届

19　事務局

〒810-8620　福岡市中央区天神１丁目８番１号　福岡市役所 14 階
福岡市経済観光文化局創業推進部創業課
担当者：大塚・藏滿
電話番号：092-711-4455（直通）
メールアドレス：startup.EPB@city.fukuoka.lg.jp
※持参書類の受付時間は９時～17 時（土・日・祝日を除く）